

＜第12回共同発行市場公募地方債IR説明会＞

地方債計画と地方債制度を巡る 動向について



総務省

平成26年3月7日

自治財政局
地方債課長 野村善史

平成26年度地方財政計画のポイント①

1 通常収支分

(1) 主な歳入歳出の概要

(単位: 兆円、%)

区 分		26年度	25年度	増減額 C= A-B	増減率 C/B
		A	B		
歳入	地方税・地方譲与税等	37.9	36.5	1.4	3.8
	地方交付税	16.9	17.1	▲0.2	▲1.0
	国庫支出金	12.4	11.9	0.6	5.1
	地方債	10.6	11.2	▲0.6	▲5.3
	臨時財政対策債	5.6	6.2	▲0.6	▲9.9
	臨時財政対策債以外	5.0	4.9	0.0	0.5
	その他	5.6	5.4	0.2	4.1
	計	83.4	81.9	1.4	1.8
	一般財源総額	60.4	59.8	0.6	1.0
	(水準超経費除き) 「一般財源」	59.4	59.0	0.4	0.7

区 分		26年度	25年度	増減額 C= A-B	増減率 C/B
		A	B		
歳出	給与関係経費	20.3	19.7	0.6	3.0
	退職手当以外	18.5	17.8	0.7	3.9
	退職手当	1.9	2.0	▲0.1	▲5.0
	一般行政経費	33.2	31.8	1.4	4.4
	うち 地域の元気創造事業費	0.35	—	0.35	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.5	▲0.3	▲20.1
	公債費	13.1	13.1	▲0.0	▲0.3
	投資的経費	11.0	10.7	0.3	3.1
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	—	0.5	皆増
	給与の臨時特例対応分	—	0.8	▲0.8	皆減
	緊急防災・減災事業費	—	0.45	▲0.45	皆減
	地域の元気づくり事業費	—	0.3	▲0.3	皆減
	その他	4.5	4.3	0.2	4.9
	計	83.4	81.9	1.4	1.8

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成26年度地方財政計画のポイント②

(2)ポイント

- ① 一般財源総額について、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保
赤字地方債を抑制し、一般財源の質も改善

一般財源総額 60.4兆円(+0.6兆円、前年度 59.8兆円)

- ・ 地方税 35.0兆円(+1.0兆円、前年度 34.0兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.9兆円(+0.4兆円、同 2.5兆円)
- ・ 地方交付税 16.9兆円(▲0.2兆円、同 17.1兆円)
- ・ 臨時財政対策債 5.6兆円(▲0.6兆円、同 6.2兆円)

② 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・ 歳出特別枠(㉔1.5兆円)については、地域の元気創造事業への振り替え分(0.3兆円)を含めて実質的に前年度水準を確保(㉔1.2兆円)
- ・ 交付税の別枠加算(㉔0.99兆円)については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(㉔0.61兆円)

③ 緊急防災・減災事業費、地域の元気創造事業費の増額確保

- ・ 緊急防災・減災事業費 0.5兆円(前年度 0.45兆円)
- ・ 地域の元気創造事業費 0.35兆円(同 0.3兆円(地域の元気づくり事業費))

※交付税の算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分

＜参考＞平成25年度は、給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上

④ 地方法人税の交付税原資化

- ・ 法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税を創設
- ・ 地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化

2 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

平成26年度地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	350,127	340,175	9,952	2.9
	地 方 譲 与 税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地 方 特 例 交 付 金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
	地 方 交 付 税	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
	国 庫 支 出 金	124,491	118,503	5,988	5.1
	地 方 債	105,570	111,517	△ 5,947	△ 5.3
	うち臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
	うち財源対策債	7,800	8,000	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,862	13,888	1,974	14.2
	雑 収 入	40,059	39,852	207	0.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 113	△ 130	17	△ 13.1
	計	833,607	819,154	14,453	1.8
	一 般 財 源	603,577	597,526	6,051	1.0
	（水準超経費を除く）	594,277	590,026	4,251	0.7

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,414	197,479	5,935	3.0
	退 職 手 当 以 外	184,803	177,892	6,911	3.9
	退 職 手 当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
	一 般 行 政 経 費	332,194	318,257	13,937	4.4
	補 助	173,976	163,919	10,057	6.1
	単 独	139,536	139,993	△ 457	△ 0.3
	国民健康保険・後期高齢者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,182	14,345	837	5.8
	地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	3,500	—	3,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
	公 債 費	130,745	131,078	△ 333	△ 0.3
	維 持 補 修 費	10,357	9,889	468	4.7
	投 資 的 経 費	110,035	106,698	3,337	3.1
	直 轄 ・ 補 助	57,756	56,668	1,088	1.9
	単 独	52,279	50,030	2,249	4.5
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	—	5,000	皆増
	給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	—	7,550	△ 7,550	皆減
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	—	4,550	△ 4,550	皆減
	地 域 の 元 気 づ くり 事 業 費	—	3,000	△ 3,000	皆減
	公 営 企 業 繰 出 金	25,612	25,753	△ 141	△ 0.5
	企業債償還費普通会計負担分	16,132	16,376	△ 244	△ 1.5
	そ の 他	9,480	9,377	103	1.1
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	9,300	7,500	1,800	24.0
	計	833,607	819,154	14,453	1.8
	（水準超経費除く）	824,307	811,654	12,653	1.6
	地 方 一 般 歳 出	677,430	664,200	13,230	2.0

平成26年度地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

（1）復旧・復興事業

（単位：億円、％）

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国庫支出金	13,353	16,895	△ 3,542	△ 21.0
	地方債	455	233	222	95.3
	雑収入	86	21	65	309.5
	計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0
歳出	給与関係経費	117	121	△ 4	△ 3.3
	一般行政経費	5,350	6,829	△ 1,479	△ 21.7
	補助	3,779	5,283	△ 1,504	△ 28.5
	単独	1,571	1,546	25	1.6
	公債費	85	18	67	372.2
	投資的経費	13,905	16,255	△ 2,350	△ 14.5
	直轄・補助	13,525	15,745	△ 2,220	△ 14.1
	単独	380	510	△ 130	△ 25.5
	公営企業繰出金	160	124	36	29.0
計		19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0

（2）全国防災事業

（単位：億円、％）

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	679	123	556	452.0
	一般財源充当分	113	130	△ 17	△ 13.1
	国庫支出金	736	800	△ 64	△ 8.0
	地方債	983	973	10	1.0
	雑収入	10	5	5	100.0
計		2,521	2,031	490	24.1
歳出	公債費	802	258	544	210.9
	投資的経費	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	直轄・補助	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	計	2,521	2,031	490	24.1

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計分

(単位: 億円、%)

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	350,806	340,298	10,508	3.1
	地 方 譲 与 税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地 方 特 例 交 付 金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
	地 方 交 付 税	174,578	176,822	△ 2,244	△ 1.3
	震災復興特別交付税以外	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
	震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国 庫 支 出 金	138,580	136,198	2,382	1.7
	地 方 債	107,008	112,723	△ 5,715	△ 5.1
	うち臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
	うち財源対策債	7,800	8,000	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,862	13,888	1,974	14.2
	雑 収 入	40,155	39,878	277	0.7
	計	855,745	844,532	11,213	1.3
一 般 財 源		610,092	603,977	6,115	1.0

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,531	197,600	5,931	3.0
	退 職 手 当 以 外	184,920	178,013	6,907	3.9
	退 職 手 当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
	一 般 行 政 経 費	337,544	325,086	12,458	3.8
	補 助	177,755	169,202	8,553	5.1
	単 独	141,107	141,539	△ 432	△ 0.3
	国民健康保険・後期高齢者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,182	14,345	837	5.8
	地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	3,500	—	3,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
	公 債 費	131,632	131,354	278	0.2
	維 持 補 修 費	10,357	9,889	468	4.7
	投 資 的 経 費	125,659	124,726	933	0.7
	直 轄 ・ 補 助	73,000	74,186	△ 1,186	△ 1.6
	単 独	52,659	50,540	2,119	4.2
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	—	5,000	皆増
	給 与 の 臨 時 特 例 対 応 分	—	7,550	△ 7,550	皆減
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	—	4,550	△ 4,550	皆減
	地 域 の 元 気 づ くり 事 業 費	—	3,000	△ 3,000	皆減
	公 営 企 業 繰 出 金	25,772	25,877	△ 105	△ 0.4
	企業債償還費普通会計負担分	16,132	16,376	△ 244	△ 1.5
	そ の 他	9,640	9,501	139	1.5
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	9,300	7,500	1,800	24.0
	計	855,745	844,532	11,213	1.3
	地 方 一 般 歳 出	698,681	689,302	9,379	1.4

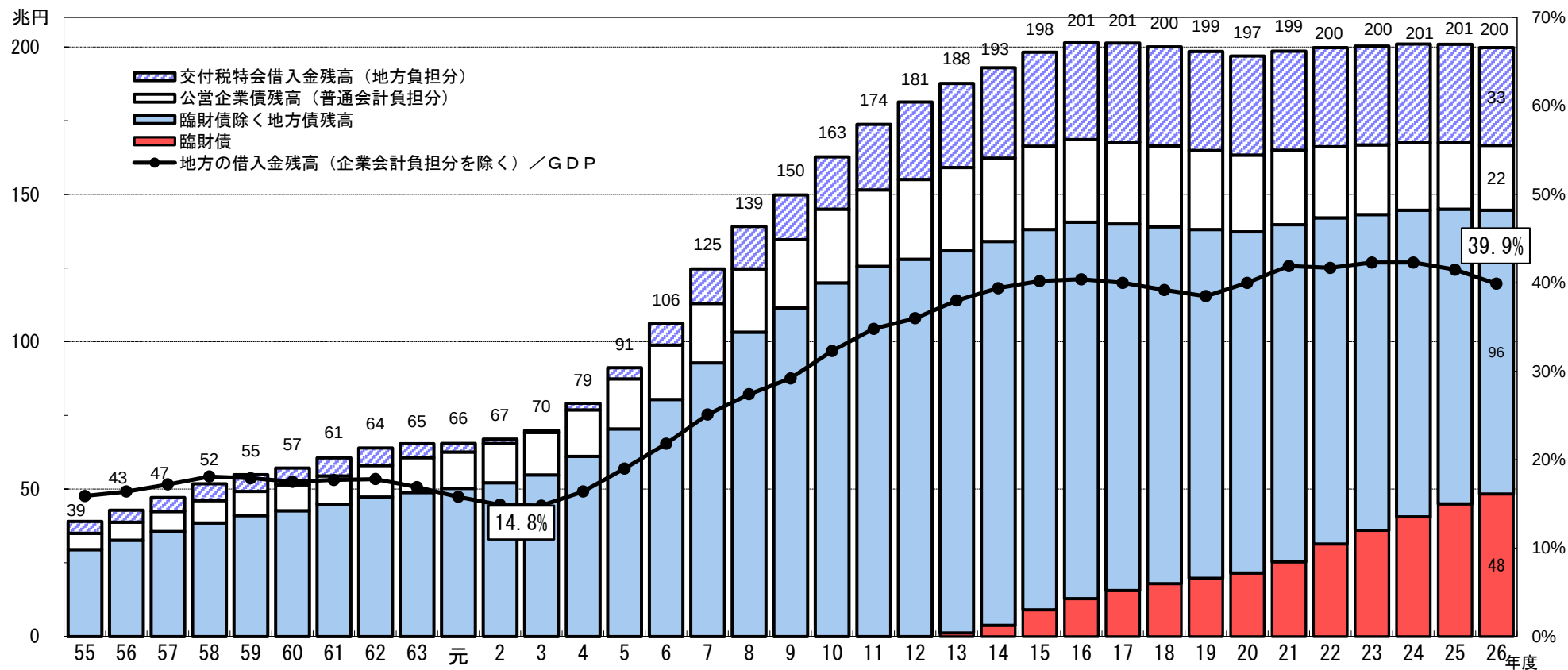
主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成26年度	平成25年度
歳入合計	①	833,607	819,154
地方税	②	350,127	340,175
地方譲与税	③	27,564	23,470
地方特例交付金	④	1,192	1,255
地方交付税	⑤	168,855	170,624
地方債	⑥	105,570	111,517
うち臨時財政対策債	⑦	55,952	62,132
全一国防災事業分 一般財源充当	⑧	▲ 113	▲ 130
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧	603,577	597,526
	一般財源比率 $\frac{②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧}{①}$	65.7%	65.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.7%	13.6%

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

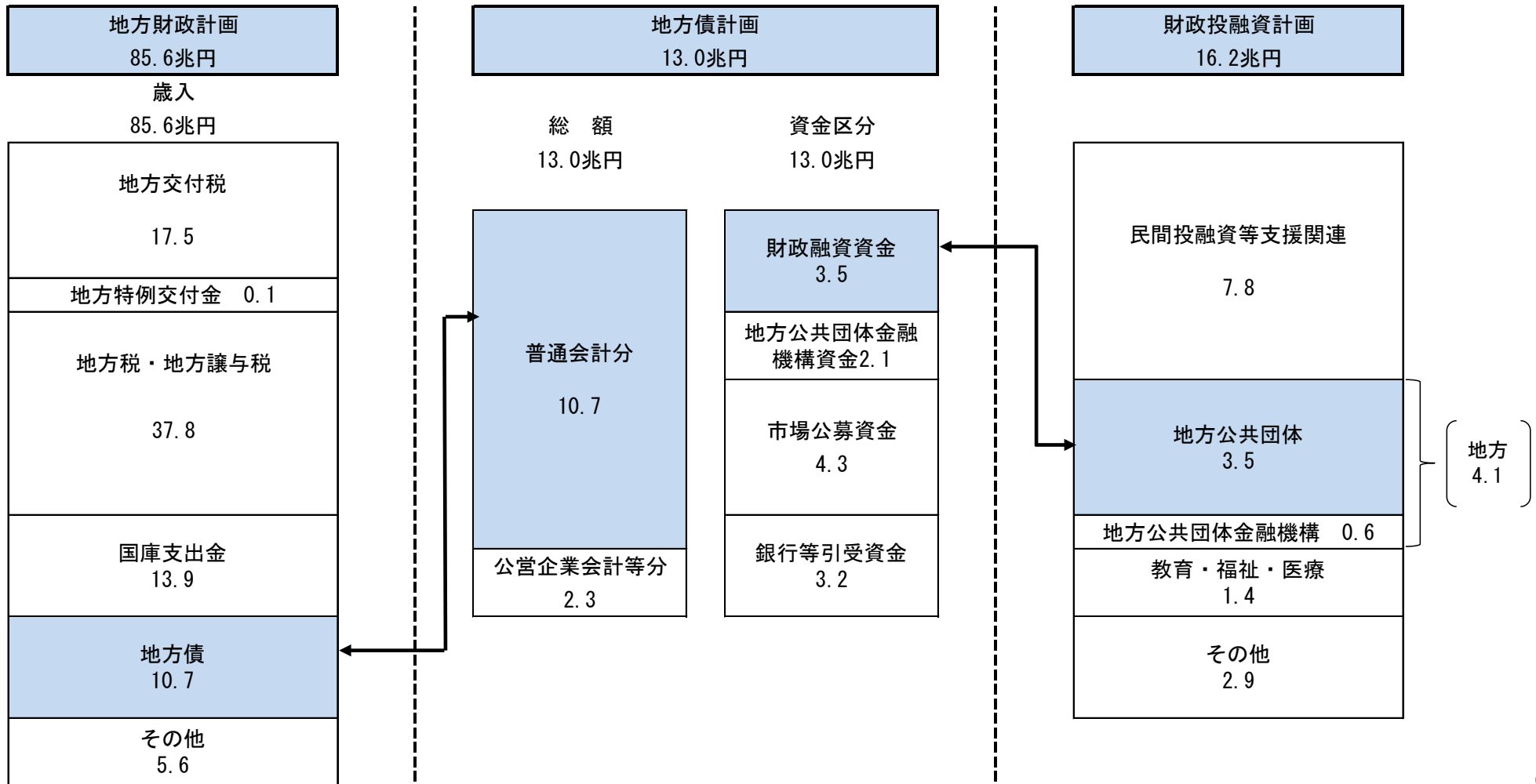
（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25

平成 26 年度地方債計画の概要

- 地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である（地方財政法第5条の3第11項）。
- 地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融资計画と相互に関連している。



平成 2 6 年度地方債計画（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目		平成26年度 計画額 (A)	平成25年度 計画額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一 一 般 会 計 債		47,881	46,706	1,175	2.5
二 公 営 企 業 債		23,668	23,170	498	2.1
三 臨 時 財 政 対 策 債		55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
四 退 職 手 当 債		800	1,700	△ 900	△ 52.9
総 計		128,301	133,708	△ 5,407	△ 4.0
内 訳	普 通 会 計 分	105,570	111,517	△ 5,947	△ 5.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	22,731	22,191	540	2.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		53,504	55,360	△ 1,856	△ 3.4
財 政 融 資 資 金		33,333	35,759	△ 2,426	△ 6.8
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		20,171	19,601	570	2.9
民 間 等 資 金		74,797	78,348	△ 3,551	△ 4.5
市 場 公 募		42,600	44,400	△ 1,800	△ 4.1
銀 行 等 引 受		32,197	33,948	△ 1,751	△ 5.2

平成 2 6 年度地方債計画（東日本大震災分）

（１）復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項 目		平成 26 年 度 計 画 額 (A)	平成 25 年 度 計 画 額 (B)	差 引 (A)－(B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	440	233	207	88.8
	災害復旧事業	42	54	△ 12	△ 22.2
	一般単独事業	15	－	15	皆増
公営企業債					
	水道事業	2	5	△ 3	△ 60.0
	病院事業・介護サービス事業	5	5	0	0.0
	市場事業・と畜場事業	4	2	2	100.0
	下水道事業	20	18	2	11.1
被災施設借換債		15	50	△ 35	△ 70.0
特定被災地方公共団体借換債		－	1,830	△ 1,830	皆減
国の予算等貸付金債		(30)	(－)	(30)	(皆増)
総 計		(30) 543	(－) 2,197	(30) △ 1,654	(皆増) △ 75.3
内 訳	普 通 会 計 分	455 (－)	233 (280)	222 (△ 280)	95.3 (皆減)
	公 営 企 業 会 計 等 分	88	1,684	△ 1,596	△ 94.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	369	231	138	59.7
	地方公共団体金融機構資金	174	1,966	△ 1,792	△ 91.1
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(30)	(－)	(30)	(皆増)

※「内訳」欄の（ ）書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

平成 2 6 年度地方債計画（東日本大震災分）

（2）全国防災事業

（単位：億円、％）

項 目		平成 26 年度 計 画 額 (A)	平成 25 年度 計 画 額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一般会計債					
全国防災事業		983	973	10	1.0
総 計		983	973	10	1.0
内 訳	普 通 会 計 分	983	973	10	1.0
資金区分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	828	820	8	1.0
	地方公共団体金融機構資金	155	153	2	1.3

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

項 目		平成26年度 計 画 額 (A)	平成25年度 計 画 額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一	一般会計債	49,361	47,966	1,395	2.9
二	公営企業債	23,699	23,200	499	2.2
三	被災施設借換債	15	50	△ 35	△ 70.0
四	特定被災地方公共団体借換債	-	1,830	△ 1,830	皆減
五	臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
六	退職手当債	800	1,700	△ 900	△ 52.9
総 計		129,827	136,878	△ 7,051	△ 5.2
内 訳	普 通 会 計 分	107,008 (-)	112,723 (280)	△ 5,715 (△ 280)	△ 5.1 (皆減)
	公 営 企 業 会 計 等 分	22,819	23,875	△ 1,056	△ 4.4
資 金 区 分					
公 的 資 金		55,030	58,530	△ 3,500	△ 6.0
財 政 融 資 資 金		34,530	36,810	△ 2,280	△ 6.2
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		20,500	21,720	△ 1,220	△ 5.6
民 間 等 資 金		74,797	78,348	△ 3,551	△ 4.5
市 場 公 募		42,600	44,400	△ 1,800	△ 4.1
銀 行 等 引 受		32,197	33,948	△ 1,751	△ 5.2

※「内訳」欄の() 書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

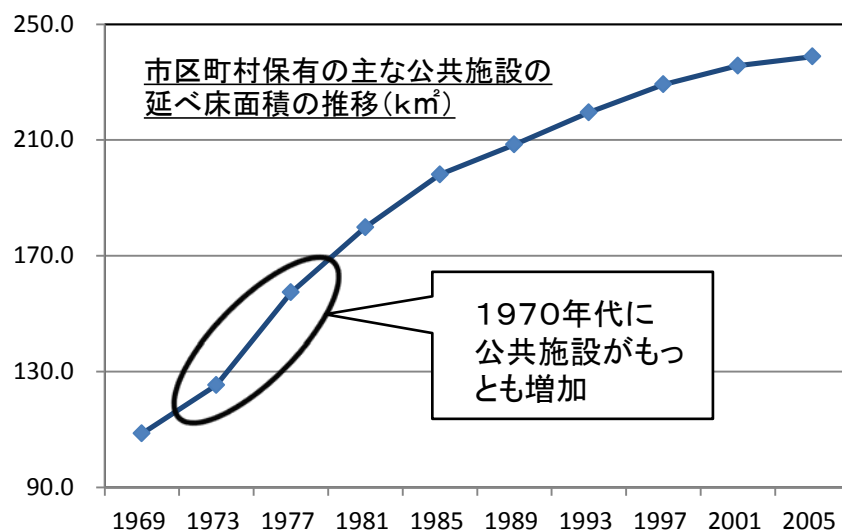
公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の現状

背景

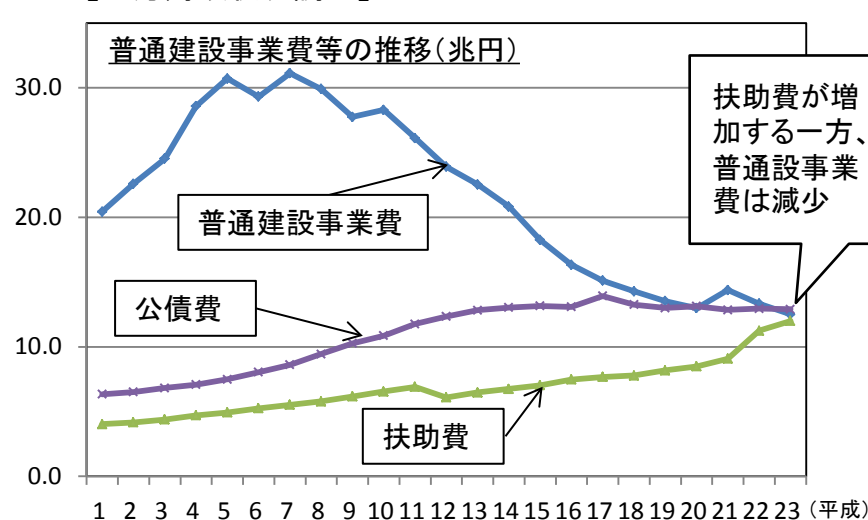
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

1. 調査の概要

- 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

2. 調査結果の概要

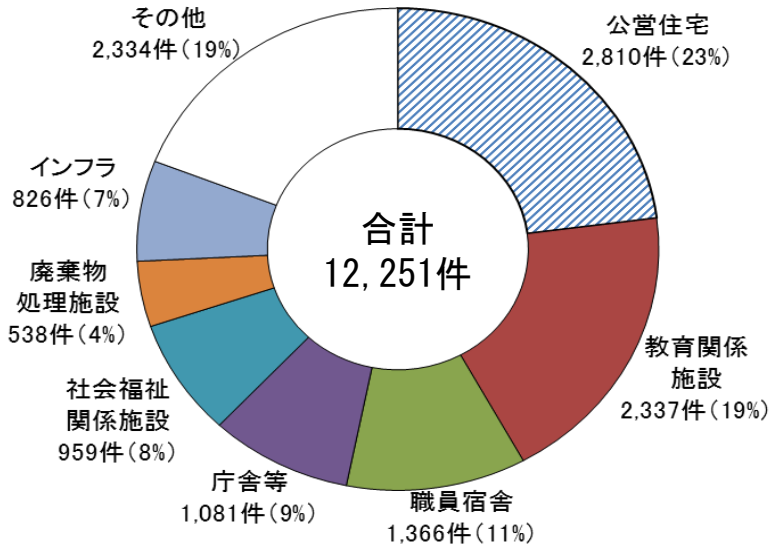
- 全国で12,251件の回答。このうち、1～2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。時期未定のもも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
- 施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
- 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

【調査結果の概要（全国計）】

	合計	解体撤去の時期					
		緊急（1～2年以内）		数年程度後		未定	
1 回答施設数(件)	12,251	3,969	32.4%	3,273	26.7%	5,007	40.9%
2 平均築年数(年)	41	42		41		42	
3 解体撤去費用(百万円)	403,944	115,411	28.6%	127,567	31.6%	160,965	39.8%

※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。
※解体撤去費用(概算値)は、各団体からの有効回答を集計したものである。

【施設分類別の件数（全国計）】



公共施設等の除却に係る地方債の取扱い

【現状】

地方債の発行は、世代間負担の公平の観点から、後世代にも効用の及ぶ建設事業等に限られ、除却のみの事業は対象となっていない^(注1)



【地方財政法の改正案】

公共施設等総合管理計画^(注2)に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の特例措置を講じる

○特例措置の概要

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・特例期間 | 平成26年度以後の当分の間 |
| ・地方債の充当率 | 75%(資金手当) |
| ・地方債計画計上額 | 300億円(一般単独事業(一般)の内数) |

(注1) 現状、除却に地方債を用いることができる例

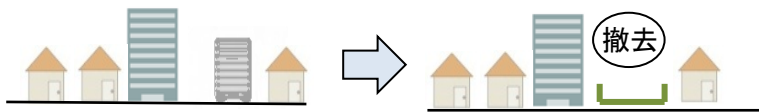
(1) 現地建替え

除却費用も含めて建設費用は、地方債の対象



(2) 防災空地等の整備

地域防災力向上のため、公共施設等として防災空地を整備する場合等には、除却費用も含めて整備費用は、地方債の対象



(注2) 公共施設等総合管理計画

過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画

(記載事項の例)

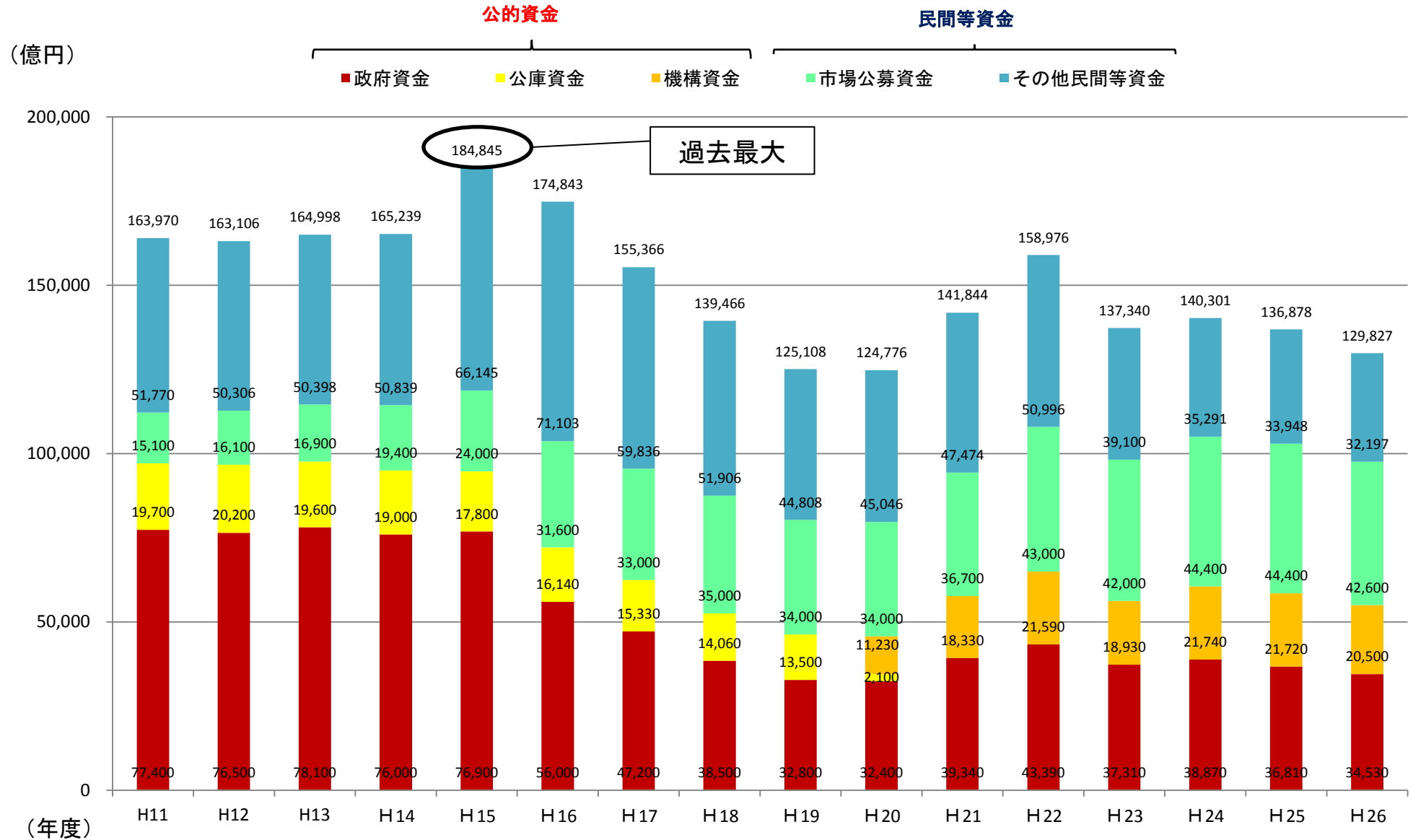
- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
(例) 公共施設等の状況(数、延べ床面積等)
財政状況、人口動態 など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(例) 統合・更新・長寿命化等に関する基本的な方針
総量等に関する数値目標 など

※ 計画作成経費について、特別交付税措置 (措置率 1/2)

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成22年度	三重県	相模原市	49
平成23年度	滋賀県、長崎県		51
平成24年度		熊本市	52
平成25年度	高知県、佐賀県		54
平成26年度			54

地方債計画額（当初）の推移（資金別）



地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

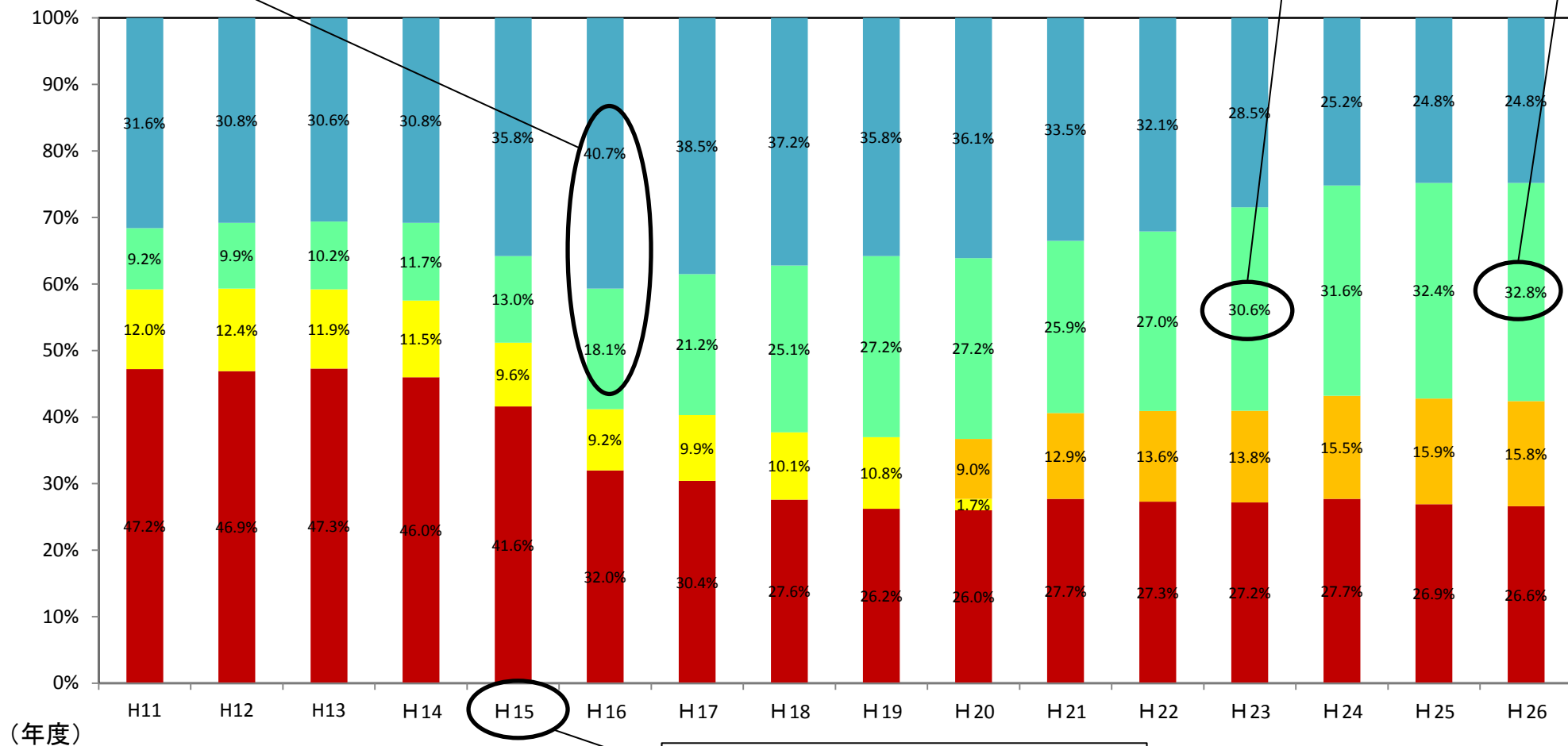
初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

公的資金

民間等資金

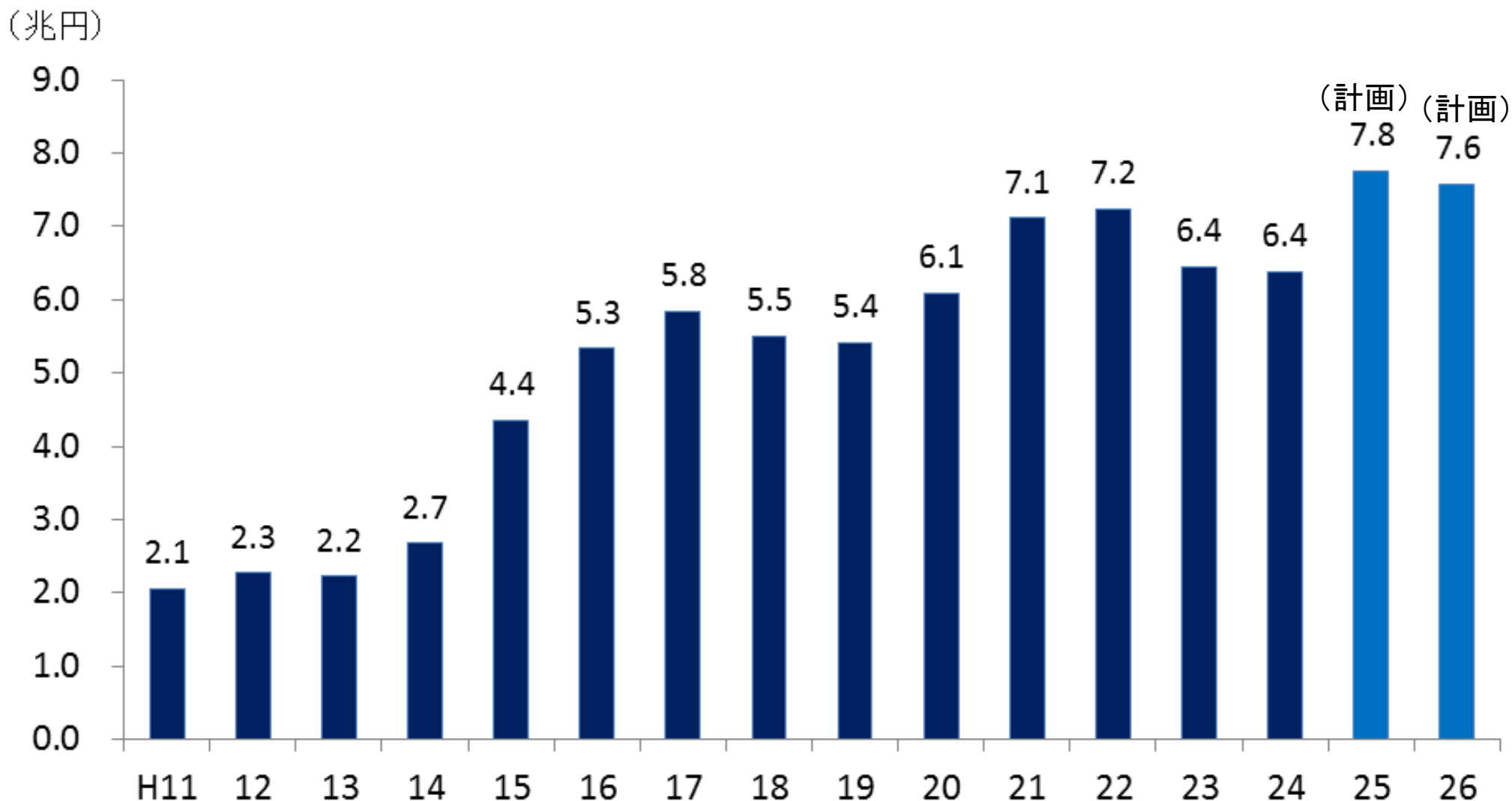
■ 政府資金 ■ 公庫資金 ■ 機構資金 ■ 市場公募資金 ■ その他民間等資金

過去最大(32.8%)



共同発行市場公募地方債の発行開始

全国型市場公募地方債発行実績額



(注) 平成24年度までは実績値。平成25年度および平成26年度は計画値。

(出所) 地方債統計年報、総務省

市場公募債の発行実績の推移

(単位：億円)

年度	全 国 型 市 場 公 募 地 方 債																				住民参加型 市場公募地 方債		外 貨 地 方 債					
	10 年債				2年債		3 年債		5 年債		6 年債		7 年債		超 長 期 債										合 計			
	個別発行		共同発行												12 年債		15 年債		20 年債		30 年債							
	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額	団 体 数	発行額
H11	28	20,610																			28	20,610			2	257		
H12	28	19,390						12	3,300												28	22,690			1	197		
H13	28	17,940						15	4,300												28	22,240	1	10				
H14	28	20,580						17	6,150												28	26,730	34	1,636				
H15	20	23,710	27	8,470				19	10,450								3	700	1	200	29	43,530	79	2,682				
H16	25	26,770	27	12,430				22	12,320							1	150	5	1,350	2	300	33	53,320	94	3,276	1	217	
H17	29	29,100	27	13,080				24	13,020							1	200	9	2,350	4	700	35	58,450	106	3,445	1	608	
H18	32	26,500	29	13,240				25	10,550			1	400			1	100	15	3,600	5	700	38	55,091	123	3,513	1	499	
H19	34	24,400	28	12,140				26	10,650			1	200					19	4,950	10	1,790	42	54,130	122	3,083	1	499	
H20	37	26,550	30	12,300			2	750	25	11,580								19	7,780	10	1,850	44	60,810	102	2,650			
H21	39	32,100	33	13,900	1	280	2	800	27	14,080								20	8,260	9	1,700	47	71,120	88	2,488			
H22	43	31,250	35	16,200	1	200	4	700	31	14,920			1	500			1	400	22	6,590	11	1,620	49	72,380	91	2,441		
H23	45	26,180	35	15,360	2	500	2	200	32	13,260			2	300			6	1,200	22	6,090	10	1,400	51	64,490	80	2,137	1	499
H24	46	26,160	36	15,150	2	700			33	12,300	2	300	4	600	1	280	5	1,270	24	6,060	6	920	52	63,740	78	2,028	1	698
H25 (2月末)	49	26,480	36	13,870	1	800	2	450	31	11,430	2	200	6	810	2	370	6	1,420	23	6,050	8	1,900	54	63,780	67	1,724	1	1,000

(注)平成25年度の20年債発行額には、定時償還方式の250億円を含む。

平成26年度全国型市場公募地方債発行計画額（未定稿）

平成26年度の全国型市場公募地方債の発行予定54団体及び各団体の発行計画額（予算計上額その他）は次のとおりです。なお、状況の変化等による発行計画額変更の可能性があります。

（単位：億円）

団 体 名	発 行 計 画 額 計	10 年 債		2 年 債	12 年 債	フレックス 分	団 体 名	発 行 計 画 額 計	10 年 債		2 年 債	12 年 債	フレックス 分
		個別発行	共同発行	3 年 債	15 年 債				個別発行	共同発行	3 年 債	15 年 債	
				5 年 債	20 年 債						5 年 債	20 年 債	
				7 年 債	30 年 債						7 年 債	30 年 債	
北 海 道	3,300	1,200	800	1,100	0	200	福 岡 県	調整中					
宮 城 県	1,300	300	600	400	0	0	佐 賀 県	100	100	0	0	0	0
福 島 県	600	200	300	100	0	0	長 崎 県	100	100	0	0	0	0
茨 城 県	400	0	300	100	0	0	熊 本 県	500	100	300	100	0	0
栃 木 県	100	100	0	0	0	0	大 分 県	300	100	200	0	0	0
群 馬 県	400	200	0	100	100	0	鹿 児 島 県	800	0	700	100	0	0
埼 玉 県	3,800	1,800	600	400	400	600	札 幌 市	1,100	300	300	200	0	300
千 葉 県	2,800	1,400	500	400	300	200	仙 台 市	480	0	330	150	0	0
東 京 都	7,400	4,400	0	400	600	1,500	さいたま市	100	100	0	0	0	0
神 奈 川 県	3,500	1,600	500	800	600	0	千 葉 市	600	300	300	0	0	0
新 潟 県	1,000	400	600	0	0	0	横 浜 市	2,000	900	0	200	200	700
福 井 県	400	200	100	0	0	100	川 崎 市	1,040	100	260	280	300	100
山 梨 県	200	200	0	0	0	0	相 模 原 市	100	100	0	0	0	0
長 野 県	800	0	600	200	0	0	新 潟 市	200	100	100	0	0	0
岐 阜 県	350	150	200	0	0	0	静 岡 市	200	100	100	0	0	0
静 岡 県	3,300	1,300	600	400	300	700	浜 松 市	100	100	0	0	0	0
愛 知 県	3,700	2,400	400	200	200	500	名 古 屋 市	1,600	600	0	200	200	600
三 重 県	200	100	100	0	0	0	京 都 市	1,200	200	400	200	100	300
滋 賀 県	100	100	0	0	0	0	大 阪 市	3,200	400	800	800	300	900
京 都 府	2,200	500	600	500	200	400	堺 市	200	100	0	0	100	0
大 阪 府	7,700	2,400	800	3,300	0	1,200	神 戸 市	1,100	200	300	200	200	200
兵 庫 県	3,100	400	800	400	700	800	岡 山 市	100	100	0	0	0	0
奈 良 県	300	0	200	100	0	0	広 島 市	600	200	300	100	0	0
島 根 県	400	100	0	300	0	0	北 九 州 市	1,050	200	400	150	200	100
岡 山 県	300	200	100	0	0	0	福 岡 市	1,600	200	400	600	200	200
広 島 県	1,700	900	600	100	100	0	熊 本 市	100	100	0	0	0	0
徳 島 県	350	100	250	0	0	0	合 計	68,270	25,550	14,740	12,580	5,300	9,600
高 知 県	100	100	0	0	0	0							

（注）東京都の発行計画額計には、外債500億円を含む。

住民参加型市場公募地方債

- ・ 住民参加型市場公募地方債の制度目的には、以下のような点が挙げられる。
 - － 住民の行政参加意識高揚
 - － 住民に対する施策のPR
 - － 資金調達手法の多様化
 - － 個人金融資産の有効活用
 - － 市場公募化のためのノウハウ習得 など

・ 年度別発行実績

区分	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度 (予定)
団体数	34	79	94	106	123	122	102	88	91	80	78	80
発行額	1,635.5	2,682.0	3,276.3	3,445.2	3,513.1	3,083.3	2,649.5	2,488.2	2,441.2	2,137.2	2,028.3	1,768.5

※ 平成25年度は、平成25年4月11日の総務省の報道発表資料ベースの数値。

・ 平成24年度末残高

1兆924億円 (出所: 地方債協会)

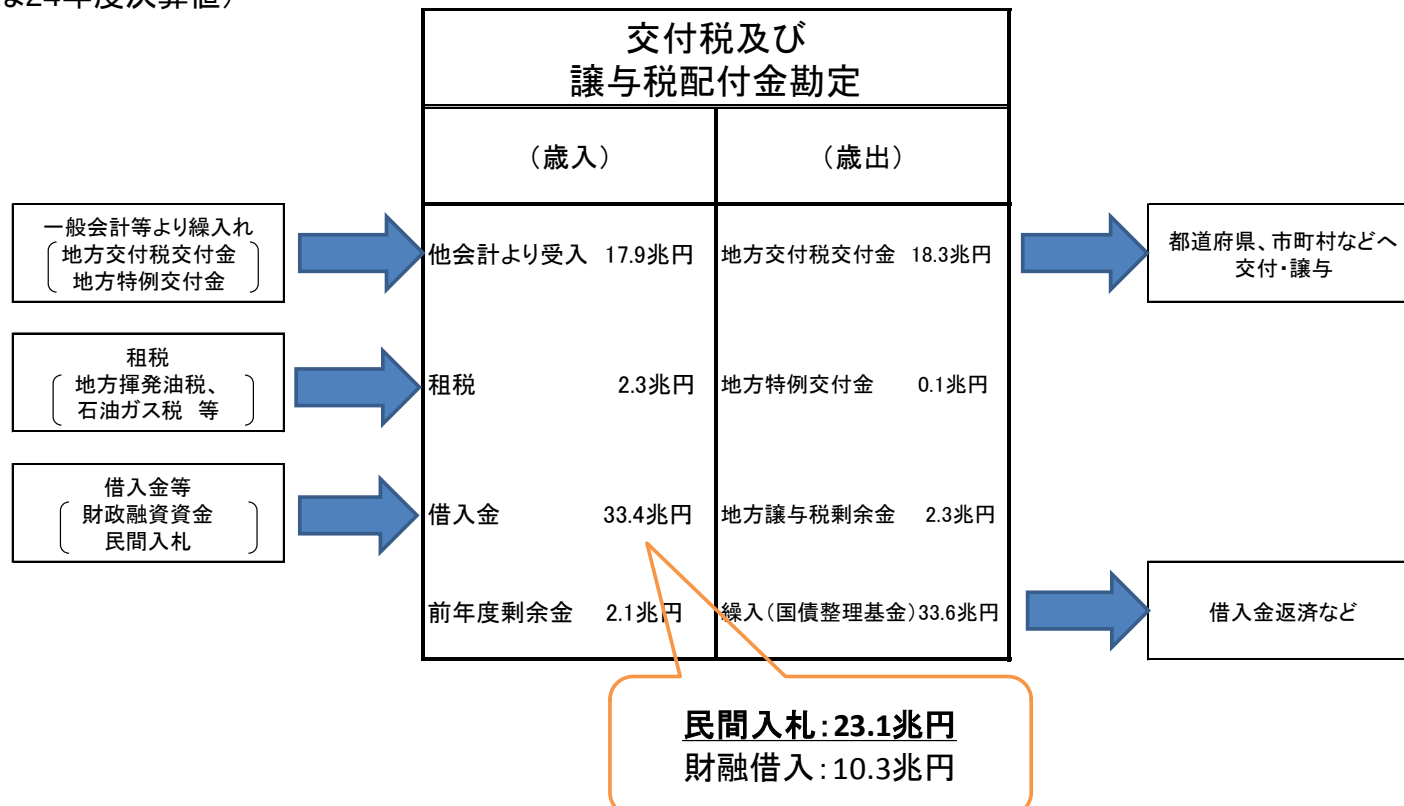
交付税特別会計借入金について

- 交付税特別会計は、地方交付税等の配付に関する経理を明確にするために設けられている整理区分会計。
- 現在、歳入部分の借入金は短期借入であり、そのうち民間入札（現在は6か月のみ）については幅広い金融機関による応札が期待される。

【交付税特別会計借入金の民間入札のメリット】

- ・ 国に対する貸し付けであり、リスクウェイトが0%
- ・ 日銀適格担保の対象である
- ・ 同期間の国債（国庫短期証券）と比較すると若干金利が高い

▽概念図（計数は24年度決算値）



地方債の信用維持の仕組みと取組み

1 国における制度的対応

- (1) 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- (2) 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

2 地方公共団体における対応

- (1) 行財政改革の推進、平成の大合併
- (2) 地域活性化施策の推進による税源の確保
- (3) 財務情報の開示、IRの推進

3 その他

- (1) 第三セクター等の経営改革
- (2) 地方公会計の取組み

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足額
(平成26年度 10.6兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
- 二 国庫支出金
- ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

9 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債（第6項の規定による届出がされた地方債のうち第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

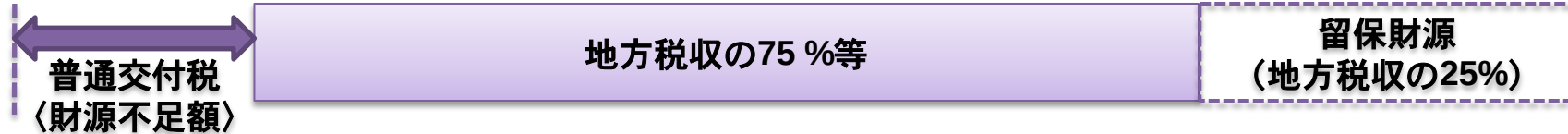
6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第9項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

地方債の元利償還金の地方交付税によるミクロベースでの財源保障

基準財政需要額

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費の一定割合** 等

基準財政収入額



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第 10 条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第 12 条第 4 項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95 % 算入
減収補てん債	75 % 算入
臨時財政対策債	100 % 算入

⋮

同法附則第 5 条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70 % 算入
公害防止事業債	50 % 算入

⋮

地方債協議制度

地方債協議制度の導入

地方公共団体の自主性をより高める観点から、平成18年度以降、地方債の発行が原則禁止されていた許可制度から地方債の発行が原則自由である協議制度となった。

これによって、地方公共団体は、協議という手続を経れば、総務大臣又は都道府県知事の同意がなくとも、地方債を発行し得ることとなった。

協議制度の概要

① 協議

地方債を発行する場合、都道府県・指定都市は総務大臣、市区町村は都道府県知事との協議が必要。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議で総務大臣又は都道府県知事が同意した地方債にのみ、公的資金を充当できる。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣又は都道府県知事が同意した地方債の元利償還金は、地方財政計画に算入される。

④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣又は都道府県知事の同意を得ずに地方債を発行する場合、地方公共団体の長はあらかじめ議会に報告する必要がある。

⑤ 同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表する。

地方債協議制度の見直し

- 地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として協議を不要とし、事前届出によることとされている。

1. 協議不要対象団体

以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体

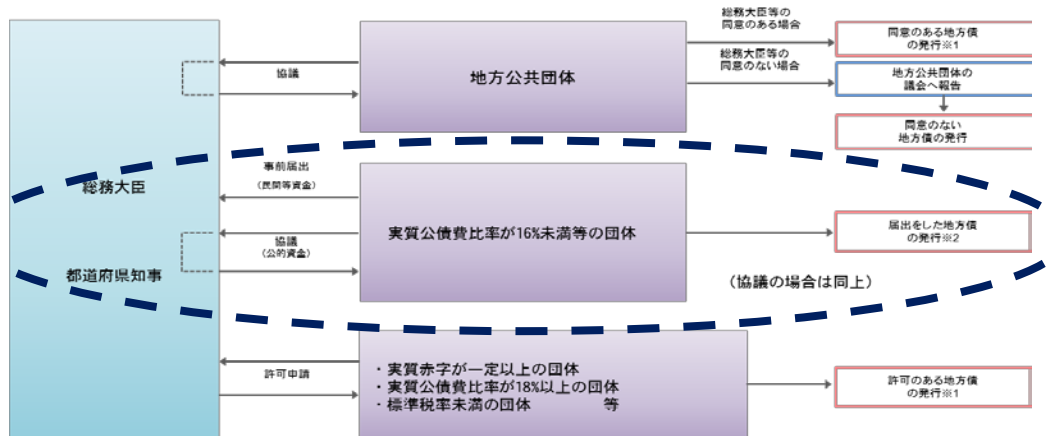
- ① 実質公債費比率が16%未満であること
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては300%以下、一般市区町村にあっては200%以下であること
- ⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額（臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。）が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

※ 協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間等資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。

見直しのイメージ



今回の改正

※1 総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、
・ 公的資金の充当
・ 元利償還金の地方財政計画への算入

※2 届出をした地方債（民間等資金）のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、
・ 元利償還金の地方財政計画への算入

平成25年度届出実績（4～2月）

○ 平成25年度協議不要対象団体数

1. 決算未提出期間(概ね4～8月)

→「平成24年度の実質公債費比率等」で判定

2. 決算提出期間(概ね9月以降)

→「平成25年度の実質公債費比率等」で判定

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
団体数	30/47 (63.8%)	17/20 (85.0%)	1,482/1,722 (86.1%)	1,529/1,789 (85.5%)

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
団体数	33/47 (70.2%)	19/20 (95.0%)	1,559/1,722 (90.5%)	1,611/1,789 (90.1%)

○ 平成25年度届出実績(4～2月)

(単位: 団体、億円)

月	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	届出額	団体数	届出額	団体数	届出額	団体数	届出額
4月	1	135	1	96			2	231
5月	4	597	1	145	4	21	9	762
6月	8	1,904	4	270	8	14	20	2,188
7月	5	190	1	219	6	35	12	444
8月	11	2,193	7	1,067	7	96	25	3,355
9月	19	20,701	9	3,271	231	1,956	259	25,927
10月	1	208	1	11	12	68	14	286
11月	1	238	1	21	2	15	4	274
12月	0		1	58	3	8	4	66
1月	5	86	2	7	10	46	17	139
2月	3	44	3	20	49	93	55	157
累計	58	26,296	31	5,184	332	2,350	327	33,829
実団体数	22		13		240		275	

H25地方債計画 (改定後)の民間 等資金の額(単 位: 億円)	H25地方債計画 (改定後)の民間等 資金の額に対する 届出合計額の割合
82,358	41.1%

〈参考〉平成24年度年間届出実績

(単位: 団体、億円)

都道府県		指定都市		市区町村		合計	
実団体数	届出額	実団体数	届出額	実団体数	届出額	実団体数	届出額
11	15,454	8	3,627	267	3,229	286	22,310

H24地方債計画 (改定後)の民間 等資金の額 (単位: 億円)	H24地方債計画 (改定後)の民間等 資金の額に対する 届出合計額の割合
84,717	26.3%

(注) 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。
届出額は、普通会計及び公営企業会計の合算値である。
市区町村には、一部事務組合等も含まれている。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：
将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

25 %

実質公債費比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

将来負担比率

資金不足比率

（公営企業ごと）

都道府県：3.75 %
市町村：11.25～15 %

都道府県：8.75 %
市町村：16.25～20 %

都道府県：400 %
市町村：350 %

財政再生基準

35 %

都道府県：5 %
市町村：20 %

都道府県：15 %
市町村：30 %

指標の公表は2007年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

経営健全化基準

20 %

（財政悪化）

（健全財政）

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

平成25年11月29日公表

- 早期健全化基準以上である団体 **24決算：2市（23決算：2市）**
- うち、財政再生基準以上の団体 **24決算：1市（23決算：1市）**

1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし（23決算：該当団体なし）
- 実質赤字額がある団体はなし（23決算：2団体）

2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし（23決算：該当団体なし）
- 連結実質赤字額があるのは、7団体（23決算：9団体）

3. 実質公債費比率

- 1団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
（23決算：1団体（うち1団体が財政再生基準以上））
- 1団体は、北海道夕張市
- 都道府県の平均値は13.7%、市区町村は9.2%

4. 将来負担比率

- 2団体が早期健全化基準以上（23決算：2団体）
- 2団体は、北海道夕張市と大阪府泉佐野市
- 都道府県の平均値は210.5%、市区町村は60.0%

◆ 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	40.0%

(注) 1. 実質公債費比率の早期健全化基準は、25%である。
2. 夕張市の実質公債費比率は、財政再生基準(35%)以上である。

◆ 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

都道府県名	市区町村名	将来負担比率
北海道	夕張市	816.1%
大阪府	泉佐野市	352.0%

(注) 1. 将来負担比率の高い順に記載している。
2. 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

実質公債費比率別の団体数の分布の推移（過去5年間）

■ 5%未満 ■ 5%以上 10%未満 ■ 10%以上 15%未満 ■ 15%以上 18%未満 ■ 18%以上

